

平成 18 年 10 月 14 日
福 祉 保 健 局

介護老人保健施設「すずしろの郷」に対する業務停止命令について

本日、都は、介護保険法第 103 条第 3 項の規定に基づき、医療法人社団杏稟会が運営する介護老人保健施設「すずしろの郷」に対し業務停止命令を通知しました。

1 施設概要

所在地 練馬区春日町 4-37-30
開設日 平成 12 年 1 月 7 日開設
設置法人 医療法人社団 杏稟会 (きょうりょうかい)
定員 入所 100 人 通所リハビリテーション 50 人
理事長職務代行者 高橋裕次郎 (弁護士)

2 命令の内容

平成 18 年 11 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日まで介護老人保健施設「すずしろの郷」の業務の停止を命ずる。

3 原因となる事実

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号）第 23 条に規定する施設管理者の設置がないことについて、平成 18 年 8 月 17 日付 18 福保指一第 535 号による改善勧告及び平成 18 年 8 月 31 日付 18 福保高施第 522 号による改善勧告に係る措置命令を行ったが、介護保険法第 95 条第 1 項の規定に基づく東京都の承認を受けた施設管理者が勤務しておらず、不在であること。

問い合わせ先

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課 小室、平田
電話 03-5320-4261
内線 33-610、33-611
福祉保健局医療政策部医療安全課 大井、岸川
電話 03-5320-4430
内線 33-410、33-415

- 1 これまでの経緯
- 平成10年2月 医療法人社団杏稜会設立
 - 平成12年1月 老人保健施設「すずしろの郷」開設
 - 平成17年3月 施設の土地・建物が他者へ所有権移転
 - 平成17年7月 現理事長職務代行者を東京地方裁判所が選任
 - 平成18年3月 第一抵当権者が土地・建物の競売申立て競売開始決定
 - 平成18年8月14日 立入検査
 - 平成18年8月17日 施設管理者設置を勧告（介護保険法）
自己資本の改善、土地・建物の名義回復を指導（医療法）
 - 平成18年8月31日 改善命令（介護保険法）
 - 平成18年9月5日 改善命令（医療法）
 - 平成18年10月2日 実地確認調査

2 法人の経営状況

○施設管理者が不在

・届出上の医師は、平成14年以降勤務していない実態が確認されている

○自己資本が不十分であり、土地・建物の所有権が他者名義

・自己資本が医療法上必要とされる20%を下回る。

○土地・建物が競売開始決定（18年3月）

○不適切な会計処理

・17年度決算において他者名義の土地建物を自己資産として計上する 等

○運営資金確保が困難（給食ストップの不安、給与の遅配）

3 処分の原因について

○施設管理者が不在

・東京都の承認を受けた施設管理者が勤務しておらず、不在である

4 医療法人社団とは

○医療法人は、医療法第39条に規定する医療サービスという公共性の高い事業を行う非営利性の高い法人であり、医療法人社団と医療法人財団の2種類がある。

○医療法人社団は、人々の集合体であり、複数の者が出資（現金、不動産、備品等）して設立する法人である。